

検討委員会からのお知らせ

- ・「WSD」病名で、臼歯部も前歯部同様に単純だけでなく複雑のレジン充填が可能です。
- ・抜歯と日を異にして同部位に実施された歯槽骨整形手術（110点）の算定は可です。
※病名は、「Per→歯槽骨鋭縁（SchA）」等
※歯槽骨整形手術時の麻酔薬剤料の算定は可です。
- ・歯周外科手術時の麻酔薬剤料の算定漏れが散見されますので、ご注意ください。
- ・エナメル質初期う蝕管理加算（初期う蝕）+260点を算定した月は、歯清、F局、F洗、在口衛、非経口摂取患者口腔粘膜処置（非経口処）の算定は不可です。
- ・象牙質レジンコーティング（Rコート）は、接着ブリッジのための支台歯に対しては算定不可です。

「届出状況報告書」と「定例報告書」の提出が必要です

中国四国厚生局岡山事務所より「施設基準等の届出事項の報告等について」の案内が届いているかと思えます。

主だった下記様式を県歯ホームページ「会員サイト」にアップしています。

該当する必要様式をダウンロードして、ご記入頂き、中国四国厚生局岡山事務所へ7月31日(金)までにご提出下さい。

- ① 届出状況報告書.pdf ※ ②～④の該当する様式と併せて提出が必須
- ② 選定療養及び歯科衛生実地指導等（様式5）.pdf ※ 算定している医療機関
- ③ 歯初診（様式2-7）.pdf ※ 届出をしている医療機関
- ④ 歯援診1・2（様式18-2）.pdf ※ 届出をしている医療機関

